

ひだか病院 パートタイム会計年度任用職員募集要項

◎ 募集職種

職 種	採用予定人員
看護補助者 (パートタイム)	若干名

業務内容：病棟における看護補助業務

勤務時間：1日3時間程度～ 応相談 （場合により早出勤務、遅出勤務あり）

【注】採用後、異動により職務内容が変更となることがあります。

◎ 受験資格

高等学校卒業以上

○ただし、次のいずれかに該当する人場合は受験できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ひだか病院職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（注）日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

◎ 申込書類

1. 履歴書（写真貼付） ※ 履歴書右上に職種を朱書

◎ 申 込 先

〒644-8655（ひだか病院専用郵便番号）
和歌山県御坊市藺116番地2
ひだか病院 庶務課

◎ 申込受付締切

定員に達し次第終了

※ 持参の場合は土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

（郵送の場合は封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書し、必ず書留若しくは簡易書留で郵送してください。）

◎ 試 験 日

受付後相談のうえ決定

◎ 試験場所

ひだか病院 診療管理棟3階 研修室

◎ 試験内容

筆記（一般常識） 面接

※ 問い合わせはひだか病院庶務課 TEL0738-22-1111 内線7312まで

◎勤務条件等

各種条件	内容
任用開始日	相談のうえ決定
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項
任用期間	任用年度の 3 月 31 日まで ※採用は全て条件付きで、原則として採用から 1 ヶ月間を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります。再度任用した場合も同様です。 ※勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。
手当等	期末手当（6 月、12 月に支給。ただし、週の勤務時間が 15.5 時間未満の場合は不支給） ※上記の他、通勤手当、時間外勤務手当等が規定に基づき支給されます。 （パートタイム会計年度任用職員は費用弁償として支給）
勤務時間	1 日 3 時間程度～可（応相談）
給与または報酬	時間給 942 円
休暇制度	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等があります。
福利厚生	健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険等 ※一定の要件を満たす場合に加入します（法定どおり）。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 ○パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんのでご注意ください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の信用を損なうおそれがある場合